



全体計画における各ステージの目標と活動イメージ



■返還合意施設の概要等

□ 概要		
面 積	55.9ha	■内訳
	国有地	21.0ha 37.6%
	県有地	4.6ha 8.2%
	市町村有地	1.5ha 2.7%
	民有地	28.7ha 51.3%
所 在 地	那覇市（垣花町、垣花1～3丁目、住吉町1～3丁目）	
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島南部、那覇市の国道332号北側、奥武山公園の西側 土地の形状：全体的に平坦地	
使 用 状 況	管理軍：陸軍（事務所、倉庫、船舶修理場、消防舎、車両整備場等）	

□ 沿革

昭 20	●米軍による軍事占領に伴い、浚渫、岸壁、その他の港湾改良工事を施工。
昭 47. 5. 15	●復帰に際し、「那覇軍港」が「那覇港湾施設」として提供施設・区域となる。
昭 49. 1. 30	●第15回日米安全保障協議委員会において、移設条件付き全部返還を合意。
平 7. 5. 11	●日米合同委員会において、浦添埠頭地区内への移設を条件として、施設の全部返還を合意。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、浦添埠頭地区（約35ha）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ha）の返還を加速化するための最大限の努力を継続することを合意。
平 18. 5. 1	●日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、全面返還を検討することを合意。
平 22. 5. 28	●日米安全保障協議委員会（「2+2」）で嘉手納以南の施設・区域の返還が、「再編実施のための日米のロードマップ」に従って着実に実施されることが確認される。
平 24. 5. 25	●跡地利用特措法に基づく「特定駐留軍用地」に指定。
平 25. 4. 5	●日米両政府の共同発表「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、返還時期及び区域等が公表。（2028年度又はその後）

□ 返還時期及び条件

時 期	●「統合計画」において、2028年度（日本国平成40会計年度）又はその後。
条 件	●「那覇港湾施設の機能の浦添ふ頭地区に建設される約49ヘクタールの代替施設（追加的な集積場を含む）への移設」。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画	
●跡地利用計画策定に向けて、合意形成活動のための次世代を担う若い世代の組織を立ち上げるなど、基礎的体制づくりに取り組んでおり、環境が整った後の次の段階で基本方針の検討を開始する。	
●平成24年5月に沖縄県において策定された「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」において、当地区は「中南部圏域の一体的な再編を視野に入れつつ、沖縄の交流・物流の拠点である那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を活かした跡地利用を推進する。」とされており、同基本計画に整合した跡地利用計画を策定する予定。	
●平成28年度に那覇軍港の跡地利用計画策定にあたっての「プロセス」「合意形成」「検討体制」を示した那覇軍港跡地利用計画策定手順書（原案）を作成した。今後、地権者等との共有を図ったうえで同手順書を策定し、跡地利用計画の策定に向けた取り組みを進めていく。	
●跡地利用計画の策定は、短期で可能な限り具体的な跡地利用計画（案）を策定し、状況変化に応じて計画を更新する「短期戦略型」の計画づくりを進める。	
●跡地利用計画策定の検討体制は、市と地主会が共同で計画案の検討・作成を行う「共同検討型」の体制とする。	

□ 事業段階	
跡地利用計画（構想）策定段階	●平成18年度に策定された「合意形成活動全体計画」について平成24年度に見直しを検討し、平成25年度からの見直しの中で掲げた目標達成を実現するために、地権者とのまちづくり合意形成活動を実施。 ●計画づくりにあたっては、那覇軍用地等地主会と那覇市による「共同検討型」で計画案の検討を進めていく。